

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・営業時間短縮や外出の自粛等の影響により、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する月次支援金を給付します。

対象者

- ① 県内(政令市を除く)に本社・本店のある中小法人・個人事業者等
- ② 県内(北九州市を除く)に本社・本店のある酒類販売事業者(中小事業者等)

給付要件

- ① 飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受け、2021年5月・6月・7月・8月の月間売上が、2019年(又は2020年)の同月比で30%以上50%未満減少していること。
- ②-1 酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年5月・6月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象者であって、2019年(又は2020年)の同月比で、(ア)50%以上70%未満減少していること、又は(イ)70%以上減少していること。
- ②-2 酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年8月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象者であって、2019年(又は2020年)の同月比で、(ア)50%以上70%未満減少していること、(イ)70%以上90%未満減少していること、又は(ウ)90%以上減少していること。
- ②-3 酒類の提供を停止する飲食店と取引がある酒類販売事業者であって、2021年7月・8月の月間売上が2か月連続で、2019年(又は2020年)の同月比で、(エ)15%以上30%未満減少していること。

給付額

- ① 法人 上限10万円/月、個人事業者 上限5万円/月 (売上30~50%減少 5・6・7・8月対象)
- ② (ア) 法人 上限20万円/月、個人事業者 上限10万円/月 (売上50~70%減少 5・6・8月対象)
- (イ) 法人 上限40万円/月、個人事業者 上限20万円/月 (売上70~90%減少 5・6・8月対象)
但し5・6月分は90%以上減少した事業者を含む。
- (ウ) 法人 上限60万円/月、個人事業者 上限30万円/月 (売上90%以上減少 8月対象)
- (エ) 法人 上限10万円/月、個人事業者 上限5万円/月 (売上15~30%減少 8月対象)
但し7・8月2か月連続で減少した場合に限る。

※5月、6月、7月、8月分をそれぞれ申請可能です。

【算出方法】

2019年(又は2020年)5月(又は6月・7月・8月)の売上 - 2021年同月の売上

(②については、上記算出方法から国の支援金額を差し引いた額)

※②(ウ)、(エ)は8月分についてのみ申請可能です。

※①、②とも福岡県感染拡大防止協力金の給付対象者は対象外です。

申請期間

- ① 5月分: 2021年6月18日(金)~8月31日(火)
- 6月分: 2021年7月1日(木)~8月31日(火)
- 7月分: 2021年8月1日(日)~9月30日(木)
- ② 2021年7月9日(金)~9月30日(木)
- (8月分の受付開始は9月を予定しております。)
- ※Web、郵送での申請となります。

県 酒類販売事業者

- ②ウ 売上減少90%以上
上限60万円(法人)
上限30万円(個人)
- ②イ 売上減少70%以上90%未満
上限40万円(法人)
上限20万円(個人)
- ②ア 売上減少50%以上70%未満
上限20万円(法人)
上限10万円(個人)

給付対象イメージ図

国	県 中小企業者等	県 酒類販売事業者
中小企業者等 上限20万円(法人) 上限10万円(個人)	① 中小企業者等 (酒類販売事業者含む) 上限10万円(法人) 上限5万円(個人)	②エ 酒類販売事業者 上限10万円(法人) 上限5万円(個人)
売上減少 50%以上	売上減少 30%以上50%未満	売上減少(2か月連続) 15%以上30%未満

問い合わせ先

福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター
電話: 0120-876-866(平日9時~17時)

ホームページ:

<http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

担当課: 商工部中小企業振興課
092-643-3420

※②イは5・6月は90%以上減少した事業者を含む
※②ウ、エは8月分のみ対象